

消 防 消 第 1 6 3 号
平成 2 2 年 6 月 2 9 日

各都道府県消防防災主管部長 }
各政令市消防本部警防部長 } 殿
東京消防庁警防部長 }

消防庁消防・救急課長

消防職団員の教育訓練時における安全管理等の再徹底について

消防職団員の教育訓練時における安全管理等については、「消防職団員の教育訓練時における安全管理等の再徹底について」（平成 2 1 年 7 月 8 日付け消防消第 1 9 7 号消防庁消防・救急課長通知）等により、教育訓練時や警防活動時等における安全管理及び健康管理の徹底をお願いしているところですが、特にこれからの夏期期間は、毎年のように熱中症に起因する事故が発生しております。このため、熱中症対策として、厚生労働省や環境省から発出されている熱中症予防の資料等も参考にしつつ、十分な対策を講じる必要があります。

貴職におかれましては、各消防学校及び消防本部に対し、健康管理を含めた安全管理体制について点検するなどご指導いただき、万全を期されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

参考：厚生労働省「職場における熱中症の予防について」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei33/index.html>

環境省「熱中症環境保健マニュアル」2009 年 6 月改訂版

http://www.env.go.jp/chemi/heat_stroke/manual/full.pdf